

東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の雇用の手続等に関する取扱要項

平成29年6月29日

総長 裁定

改正：令和2年3月27日

改正：令和2年7月30日

改正：令和3年3月19日

(目的)

第1条 この要項は、東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程（平成29年3月22日東大規則第78号。以下「規程」という。）第2条第2項各号に掲げる者の雇用の手続等について、同条第4項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(雇用の手続)

第2条 職域限定職員及び職域時間限定職員を雇用しようとする部局（規程第2条第1項の部局をいう。以下同じ。）は、次の各号に定める手続を経なければならない。

- (1) 職域限定職員及び職域時間限定職員の従事する業務（恒常的に処理する必要のある業務に限る。）及び人数をあらかじめ設定し、別紙様式「職域限定職員及び職域時間限定職員雇用計画書」を採用しようとする日の概ね3月前までに人事部に届け出ること。
 - (2) 届出を行った部局は、人事部において受け付けられた後に、原則として2週間以上の募集期間を定めて公募を開始するものとし、また、具体的な業務及び就業の場所を明示して公募を行うこと。この場合において、本学で雇用されている者の応募を妨げるものでないことに留意すること。
 - (3) 選考の公平性、公正性及び透明性を確保するために必要な体制をあらかじめ整備するものとし、人物、能力及び経歴の評価において優れた者を当該部局の責任において選考すること。
- 2 前項第3号の選考にあたっては、部局の求めに応じて、人事部が参画する。
- 3 人事部は、選考の結果について部局に報告を求めることができる。

(雇用管理)

第3条 職域限定職員及び職域時間限定職員を雇用した部局は、次の各号に定めるところにより職域限定職員及び職域時間限定職員に係る雇用管理を適切に行わなければならない。

- (1) 職域限定職員及び職域時間限定職員の給与は、業務の内容、業績、経験、他の教職員との均衡その他の事情を考慮して決定すること。
- (2) 職域限定職員及び職域時間限定職員の雇用に係る経費は部局が負担するものとし、毎年度、経費に関する計画を立てること。
- (3) 規程第4条第1項に基づく職域限定職員及び職域時間限定職員に対する同一部局内での配置換えは、住居、通勤経路又は通勤方法に変更が生じない範囲で命じること。ただし、当該職域限定職員及び職域時間限定職員の同意がある場合は、この限りではない。
- (4) 職域限定職員及び職域時間限定職員の従事する業務が、契約等の業務の場合は、概ね3年を目途として配置換えその他の方法による業務内容の変更の措置を講じること。

(全学的に実施する選考採用)

第4条 前2条に規定する場合のほか、総長が特に必要と認める場合、本学に雇用される特定有期雇用教職員、短時間勤務有期雇用教職員及び特定短時間勤務有期雇用教職員（非常勤講師、特任教員及び特任研究員を除き、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定により期間の定めのない雇用となった者を含む。）から職域限定職員及び職域時間限定職員への選考採用を全学的に実施することができる。

2 前項の全学的に実施する選考採用の手続等に関し必要な事項は、人事部長が定める。

（補則）

第5条 この要項に定めるもののほか、職域限定職員及び職域時間限定職員の雇用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、平成29年10月1日から実施し、平成30年4月1日以降に採用する者について適用する。

附 則

この裁定は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年7月30日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。

令和 年 月 日

職域限定職員及び職域時間限定職員雇用計画書

部局名

就 業 の 場 所	
雇用する者の名称(職名)	<input type="checkbox"/> 職域限定職員
	<input type="checkbox"/> 職域時間限定職員 (1週間の所定の勤務時間 時間)
	<input type="checkbox"/> 上席高度主事員 <input type="checkbox"/> 高度主事員 <input type="checkbox"/> 主事員 <input type="checkbox"/> 上席高度技術員 <input type="checkbox"/> 高度技術員 <input type="checkbox"/> 技術員 <input type="checkbox"/> 上席高度学術員 <input type="checkbox"/> 高度学術員 <input type="checkbox"/> 学術員
従 事 す る 業 務	
人 数	職域限定職員 人 職域時間限定職員 人
採用しようとする日	令和 年 月 日
職域(時間)限定職員を雇用しようとする理由と雇用計画 (雇用した後の業務内容の変更や配置換等の予定を含む。)	
職域(時間)限定職員を配置しようとする組織(部署)に在職している教職員の構成	*職域(時間)限定職員の配置前後の構成を記入してください。
選考の方法・時期・選考体制 (東京大学職員の選考採用に関する取扱要項第5条第2項に定めるその他の能力実証方法を用いる場合は、当該実証方法及びその理由を別紙で提出してください。)	選考方法 <input type="checkbox"/> 人物試験 <input type="checkbox"/> 経歴評定 <input type="checkbox"/> 作文試験 *2つ以上選択してください。
	選考時期
	選考体制
公 募 の 期 間 ・ 方 法	
雇 用 財 源	
選考への人事部参画の可否	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
備 考	

※募集要項を添付すること

※職域限定職員または職域時間限定職員のいずれかに限定せずに公募しようとする場合は、雇用する者の名称(職名)欄の職域限定職員及び職域時間限定職員をいずれもチェックすること。

※選考の結果、本雇用計画書に変更が生じた場合は、修正のうえ提出すること。